

「経営者のための企業防衛セミナー」のご案内

2022年4月より中小企業でも「事業者」がパワハラ等に対し、雇用慣行上必要な防止措置を講じることが労働施策総合推進法(通称：パワハラ防止法)にて義務化されています。また、昨今は権利意識が高まっていると言われており、その様な状況下、企業を如何にして防衛するかが大きな課題になっています。

本セミナーでは、専門家をお招きし、雇用リスクの現状と課題について最新の動向をご紹介します。皆様の日々のお仕事に大変参考になるかと拝察いたしますので、是非ご参加ください。

日時 2023年 9月 6日(水) 15:00~16:30
2023年10月11日(水) 15:00~16:30
※同内容となりますので、ご都合のよい日程でご参加ください。

開催形式 会場(東京海上日動第二神港ビル)とオンライン(Zoom)

内容
 <<第一部>>
 「社会保険労務士が伝える企業防衛に向けた課題と対策について」
 講師：社会保険P.I.労務士事務所 社会保険労務士 代表 山中孝治氏
 <<第二部>>
 「リスク認識と管理、および具体的な企業防衛策について」
 東京海上日動火災保険(株) 兵庫本部 地域営業部 神戸地域営業課 黒木美穂氏

参加
無料

お申し込み要領

QRコードをお読み取りいただき、必要項目をご入力ください。

◆9月6日開催分



◆10月11日開催分



詳細はコチラ⇒https://www.chuokai.com/seminar_20230808_0906_1011/

<お問い合わせ先>

東京海上日動火災保険(株) 兵庫本部 地域営業部 神戸地域営業課 担当：黒木、向井、塚本
TEL：078-333-7118

主催：東京海上日動火災保険(株)

後援：兵庫県中小企業団体中央会、(株)ライフプラザパートナーズ神戸FA営業部

『月刊中央会O!』への掲載情報募集!

兵庫県中央会では、本誌を組合活動等のPRに役立てていただくために会員及び会員組合員の皆様からの情報を募集しています。掲載可能なものがありましたら、ぜひ情報をお寄せください。

◇共同事業の紹介

◇イベントの告知

◇SDGsへの取組み

◇理事長へのインタビュー

<お問い合わせ・情報の送付先> 総務課 森田 ☎ morita@chuokai.com



月刊中央会 O! (オ)

兵庫県中小企業団体中央会時報第787号(2023年8月5日)毎月1回5日発行
 発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒6500011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階
 本情報誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部30円(会員の購読料は会費に含まれています) TEL07833312045

月刊中央会

第787号 2023/August

令和5年8月5日号(毎月1回5日発行)

8

月刊中央会 O!

動くつなぐ結ぶ
組合・中小企業を
サポート

組合・中小企業を
応援します!

特集 国際フロンティア産業メッセ2023 兵庫県中央会・けんしんグループ出展

■中央会事業

- ◇「FOOD STYLE Japan2023」出展企業のご紹介
- ◇戦略PRセミナーを開催しました
- ◇Makuake応援購入を活用した事業拡大セミナーを開催しました
- ◇兵庫県中小企業組合士協会が通常総会を開催しました
- ◇組合Q&A
「員外理事の定めのない組合が員外理事を置くことの可否について」
「員外理事の代表理事就任について」

■お知らせ

- ◇兵庫県信用保証協会
LINE公式アカウントを開設しました

■情報レポート

県内中小企業は、コストの高止まりや人手不足により、景況感が悪化した。

■お知らせ

- ◇「労働契約等解説セミナー2023」のご案内
- ◇人材開発支援助成金を利用しやすくするため
令和5年4月1日から制度の見直しを行いました
- ◇騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました
- ◇インボイス制度の実施に関連した注意事項について

■コラム

- ◇中小企業のための経営レポート
運用見直しで間口が広がったGI制度
有限会社未来教育設計 代表 吉住 裕子

■広告

- ◇暑中見舞い広告等

■中央会からのお知らせ

- ◇「経営者のための企業防衛セミナー」のご案内
- ◇「月刊中央会O!」への掲載情報募集!



兵庫県中央会・けんしんグループ出展

兵庫県内を中心とした企業や大学・研究機関等が出展する西日本最大級の産業展示会「国際フロンティア産業メッセ2023」が神戸で開催されます。兵庫県中央会と兵庫県信用組合（けんしん）は、県内の中小企業のビジネス機会の創出や促進を目的にグループ出展を支援しています。ご来場の際には【兵庫県中央会・けんしんブース】へお立ち寄りください。

日時 **2023年9月7日(木)～8日(金)** 10:00～17:00

場所 **神戸国際展示場 1号館・2号館**
(神戸ポートアイランド)

入場料 **無料**

★来場事前登録やセミナーイベントへのお申し込みについては公式ホームページをご覧ください。



アクセス



- 「三ノ宮」駅からポートライナー「市民広場」駅にて下車約5分
- 新幹線「新神戸」駅から車で約15分
- 神戸空港からポートライナー「市民広場」駅にて下車約5分

国際フロンティア産業メッセ2023

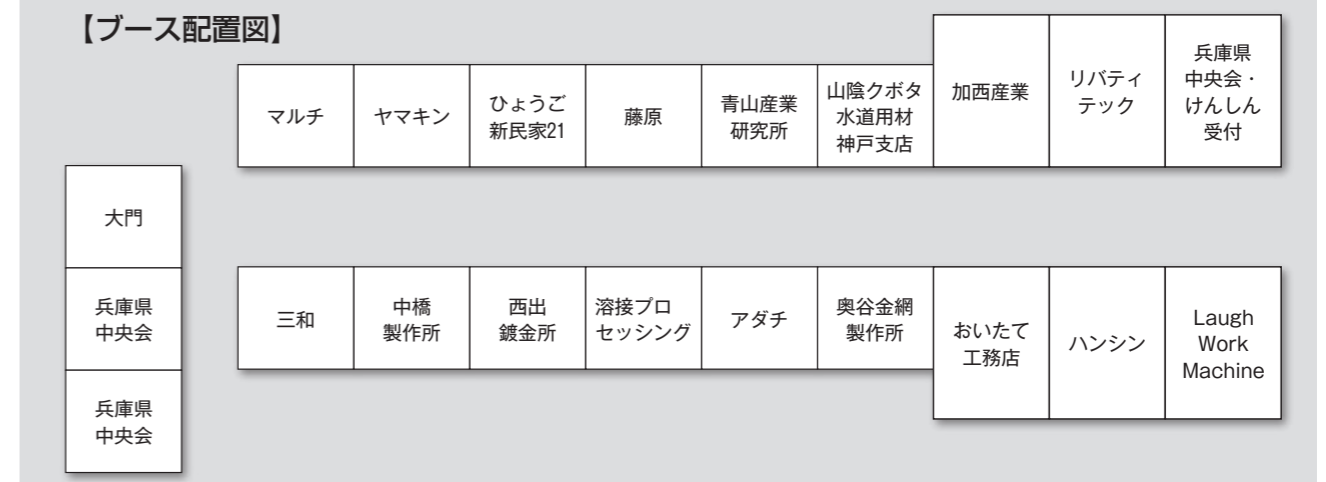
検索

【出展者】

企業名 / HP	地区	出展内容
山陰クボタ水道用材(株)神戸支店 https://www.saninkubota.co.jp/	神戸市	山が育てた天然シリカ水「+S water」 ペットボトル 0.5L・2L、ウォーターサーバー
(株)中橋製作所 http://www.ns-co.com/	三木市	刃物開発コンサルティングの開発事例の紹介：お客様一人一人に合った最適な加工方法・刃物仕様の提案。最適刃物開発を通じた顧客の品質向上、コストダウン、生産性向上の提案
NPO法人ひょうご新林家21 http://www.shinminka21.com/	西宮市	地域工務店の安全・快適な住まい「ちょうの家」
(株)ヤマキン https://www.yamakins.co.jp/	尼崎市	技術と品質の追及、当社オリジナル加工品及び難加工品
Laugh Work Machine	加東市	フルオーダーメイドのドームテント：ユーザーの希望に合わせて生地の色や大きさまで細かいオーダーに対応可能

企業名 / HP	地区	出展内容
マルチ(株) http://multig.jp/	尼崎市	独自の技術、技能を駆使した機器
(株)青山産業研究所 https://kohaze.net/	丹波篠山市	進化するこはぜと新商品
(株)藤原 http://www.k-fujiwara.jp/	小野市	自社製品（鋳型中子製造）のPR
(株)三和 http://www.ship-sanwa.com/	神戸市	高性能吸湿剤「EX-DRY」 (シリカゲルの5～7倍の吸湿力)
(株)大門 http://www.e-daimon.co.jp/	明石市	物流関連サービスの紹介
(株)加西産業 https://www.kasaisangyo.co.jp/	加古郡 稲美町	射出成型品 (工具～自動車部品プラスチック成型品の展示)
(株)奥谷金網製作所 https://www.okutanikanaami.co.jp/	神戸市	食品工場向けのサニタリーストレーナーを始めとした二相ステンレス鋼のパンチング加工、破砕機やトロンメル等に使用される耐摩耗鋼板 HARDOX のパンチング加工
(株)西出鍍金所 https://www.nishide-mekki.com/	神戸市	3Dプリンタで出力した品物に対して電解めっきを施す技術
(株)アダチ https://adachi11.co.jp/	神戸市	エコ関連の食品包装資材を中心に家庭用ごみ袋や日用雑貨など生活に直結した商品をはじめ、介護や食品の現場で使われている使い捨て手袋、ケータリングやデリバリーに便利なテイクアウト資材、名入れ別注品など、多種多様な場面で最適な「包む」を提案する商品
(株)ハンシン https://www.kk-hanshin.co.jp/	神戸市	樹脂・金属の切削加工、保有の加工機の紹介および加工実績品の展示
(株)リバティテック http://liberty-tech.co.jp/	加東市	自社の加工技術のアピール、様々な精密金属部品加工のサンプル展示
溶接プロセッシング(株) https://jiron-teppan.com/	多可郡 多可町	自社オリジナル製品「曲げ加工機」、自社ブランド「キッチン・アウトドアツール鉄板調理器具」
(株)おいたて工務店 https://www.oitate-koumuten.com/	丹波篠山市	木の板を組合せてできる机・建築用資材の展示、家の壁に穴をあけずに換気やライフラインを通せる「グッドクラック」等

【ブース配置図】



<担当：連携推進課 巽>

令和5年度小規模事業者大規模展示会共同出展事業 「FOOD STYLE Japan2023」出展企業のご紹介

兵庫県中央会では、兵庫県下の小規模事業者および中小企業の販路拡大や自社製品の認知度向上等を目的として、首都圏で開催される大規模展示会へのグループ出展を支援しています。

このたび、日本最大級の外食・中食・小売業界を網羅する食の商談展示会「FOOD STYLE Japan2023」にグループ出展します。ご来場される方は、ぜひ「兵庫県ブース」へお立ち寄りください。

会期 2023年9月13日(水)・14日(木) 10:00～17:00

会場 東京ビッグサイト 東1・2・3ホール

◇「FOOD STYLE Japan2023」の来場方法等詳細については、公式ホームページでご確認ください。
<https://foodstyle.jp/tokyo/>

【出展者】

企業名・地区	出展内容／HP
河西青果(株) 南あわじ市	淡路島産レタス・玉ねぎ、玉ねぎドレッシング等 https://kawanishi-seika.com/
(株)嶋本食品 南あわじ市	神戸ビーフ、淡路ビーフ、金猪豚、加工品 https://www.shimamotoshokuhin.com/
(株)夢工房 明石市	明石焼きミックス粉、冷凍明石焼 https://www.akashiyumekoubou.co.jp/
平野製麺所 南あわじ市	淡路島ぱすた、うずしおの華、芽かぶそうめん等 https://mekabumen.net/
(有)梅香堂 神戸市	フルーツワッフル、神戸フルワ https://www.kobefruwa.com/
赤穂あらなみ塩(株) 赤穂市	兵庫県赤穂産100%を中心とした塩 http://www.aranami.co.jp/
(株)宝屋 宝塚市	鳴門産わかめをはじめとするこだわりの海藻、海産物 https://takaraya-inc.com/
(株)鳴門千鳥本舗 南あわじ市	生のり佃煮、オニオンスパイス等 https://www.narutochidori.co.jp/
(株)NOUEN 朝来市	岩津ねぎのお味噌汁、岩津ねぎの肉みそ等 https://nou-en.com/
(株)善太 南あわじ市	淡路島フルーツ玉ねぎ関連商品 https://zenta-awaji.com/



昨年(FOOD STYLE Japan2022)の会場の様子

<担当：連携推進課 今橋>

令和5年度中小企業情報発信力強化支援事業 戦略PRセミナーを開催しました

6月23日、昨年度に引き続き、(株)ラブレ 代表取締役 上谷信幸氏と田村勝久氏(PRSJ認定PRプランナー)を講師にお招きし、「戦略PRセミナー」を開催しました。会場とオンラインのハイブリッド形式で開催し、約40名の組合関係者及び中小企業者の皆様にご参加いただきました。

第1部では田村氏に「PRの基本とネタの作り方」としてPR・広報の基本や実際にプレスリリースを実施した企業の事例を交えながらPRを企画する際のコツについてお話しいただきました。

第2部では上谷氏に「関西における戦略PR実例紹介と裏話」としてガチャめしや肉ガチャなどの自身が関わった実例について、どのように考え、企画したかについてお話しいただきました。

今後は、今回のセミナーにご参加いただいた方の中から、商品・サービスのブラッシュアップや戦略的広報支援を受けたい事業者を3社程度選定し、講師を務めていただいた(株)ラブレ様とともに広報・宣伝・ブランディング戦略策定をお手伝いいたします。
<担当：情報企画課 中橋>



令和5年度起業支援連携強化事業 Makuake応援購入を活用した事業拡大セミナーを開催しました

兵庫県中央会では、7月4日、兵庫県民会館(Zoom併用)にて「Makuake応援購入を活用した事業拡大」をテーマにセミナーを開催しました。昨今、企業や消費者においてクラウドファンディングの認知度が高まるなか、Makuakeでは、「クラウドファンディング(資金調達)」から「応援購入」へ呼称を変更し、消費者とのWEBコミュニケーションを通じて事業拡大を目指す事業者にとって更に効果的なサービスとなりました。

セミナーでは運営側・支援側と異なる視点から2部構成で解説し、第1部では(株)マクアケ キュレーター本部 執行役員 菊地凌輔氏よりMakuakeの基本的な仕組みについて、第2部では合同会社あおに 代表・クリエイティブディレクター 堀川雄一氏より顧客のニーズの俯瞰的な考え方、自社商品の価値の見出し方、プロジェクト終了後の長期的なブランド戦略等について、参加28社に対して解説が行われました。
<担当：情報企画課 阿部>



兵庫県中小企業組合士協会が通常総会を開催しました

兵庫県中小企業組合士協会は、6月29日、ラッセホールにて「第45回通常総会・懇親会」を開催しました。来賓として、大阪府中小企業組合士協会 副会長 進木健三氏にご臨席いただきました。

通常総会では、第1号議案から第4号議案まで、いずれも原案どおり可決承認されました。その後の理事会で会長と副会長を選任しました。

懇親会では、会員の皆様が相互に歓談、交流する良い機会となり、盛会の内に終了しました。

【中小企業組合士は中小企業組合のエキスパート！】

中小企業組合士とは、中小企業組合の事務局で働いている役職員の方が職務を遂行する上で必要な知識に関する試験を行い、合格者の中から3年以上の実務経験を持つ方に、中小企業組合士の称号を与える制度です。検定試験は年に1度(12月)行われます。ぜひチャレンジしてください。

詳しくは、事務局(TEL 078-331-2045)まで、お問い合わせください。<担当：連携推進課 林・赤松>



通常総会の様子

組合 Q&A

「員外理事の定めのない組合が員外理事を置くことの可否について」 「員外理事の代表理事就任について」

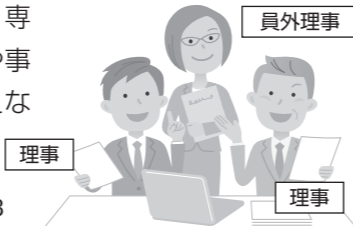
- Q 1.** 協同組合が員外理事を置く場合、次のいずれの考えが適切ですか？
- (1) 員外理事を置く旨定款に定めなくとも、員外役員を置かない旨の規定がなければ、理事の定数の3分の1までは置くことができる。
 - (2) 員外理事を置く旨定款に定めなければ、員外理事は置けない。

A 1. (1) が適切ですが、員外理事に関する規定は定款で明確にすることが望ましいです。理事については、理事の定数の少なくとも3分の2は組合員または組合員たる法人の役員でなければならない(中協法第35条第4項)ことから、逆に言えば3分の1までは員外理事を選任することができます。したがって、本件については、(1)のとおりですが、員外理事に関する事項を明確にさせるため、定款に「組合員または組合員たる法人の役員でない者は〇人を超えることができない。」または「理事は、組合員または組合員たる法人の役員でなければならない。」と明記することが望ましいです。

- Q 2.** 組合員外の理事が代表理事に選ばれても差し支えないですか？
代表理事、専務理事及び常務理事が揃って員外者である場合はどうでしょうか？
- A 2.** 前者については差し支えなく、後者についても組合の機動的な組織運営や事業の活性化に寄与することにつながるのであれば、差し支えないものと考えられます。

中協法第35条第4項は、組合の定数の少なくとも3分の2は、組合員または組合員たる法人の役員でなければならないと規定し、員外理事の存在を認めています。これは、組合事業に専念できる者の役割とその必要性を認めたものといえるでしょう。理事に限らず、代表理事についても組合事業に専念する必要がある場合が考えられることから、組合員でない者が代表理事に就任することは差し支えありません。

代表理事、専務理事及び常務理事の3名がともに員外であることについては、一部執行部による専制的な運営が行われるのではないかと懸念が生じますが、代表理事、専務理事及び常務理事がともに員外理事であることが機動的な組織運営や事業の活性化に寄与することにつながるのであれば、同じように差し支えないものと考えられます。



<参考資料>全国中小企業団体中央会『組合質疑応答集(2019年3月)』p.51p.58

土地や家屋を取得した場合は

不動産取得税が課税されます。

令和5年4月1日以降に不動産を取得し、登記所で登記された場合は、申告は不要です。

詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

<兵庫県・県税事務所>



兵庫県信用保証協会
LINE公式アカウントを開設しました

友だち登録をお願いします

配信する情報

- 保証制度のご案内
- 創業支援、経営支援に関するご案内
- 各種イベントのご案内
- 当協会広報誌のご案内 など



友だち登録の方法

「友だち追加」画面から登録する場合

- 01 ID検索**
- LINEアプリ起動
- + 「友だち追加」
- ID検索
- @cgc-hyogo を検索して、登録してください

02 QRコード読み込み

- LINEアプリ起動
 - + 「友だち追加」
 - 「QRコード」から、以下のQRコードを読み込んで登録してください
- 

「公式アカウント」画面から登録する場合

- 03**
- LINEアプリ起動
- 「公式アカウント」
- 兵庫県信用保証協会 を検索して登録してください

- コミュニケーションアプリ「LINE」は、LINE株式会社が提供するアプリです。LINEの利用設定は、お客さまの判断でお願いします。
- 兵庫県信用保証協会の公式アカウントを友だち登録するためには、お客さま自身で「LINE」の登録を行う必要があります。
- LINEは、友だち登録をした方に役立つ情報などを一斉送信するサービスです。個別の返信はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN
<https://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>



情報レポート

令和5年7月24日集計

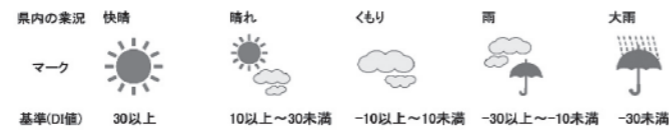
概況 県内中小企業は、コストの高止まりや人手不足により、景況感が悪化した。

日本銀行が7月3日に公表した6月の全国企業短期経済観測調査(短観)によると、大企業製造業のDI値は前回3月の調査から4ポイント、同非製造業は3ポイントそれぞれ改善をした。半導体などの供給制約の緩和、資源、エネルギーの上昇の一服、コロナ禍からの経済の正常化により、景況感が改善した。

一方、県内の中小企業では、操業度の回復や引き合いの多さなど景気回復への兆しを指摘する声があったものの、コストの高止まり、人手不足が足かせとなり、DI値4指標は悪化した。

業種別景況天気図(前年同月比) 令和5年6月(7月集計)分

項目	景況	売上	収益	資金
製造業	景況: -18%	売上: -21%	収益: -18%	資金: -9%
非製造業	景況: 0%	売上: 21%	収益: -18%	資金: -9%
総合	景況: -9%	売上: 0%	収益: -18%	資金: -9%



●●●●● 業界の声 ●●●●●

製造業

食料品

原材料の値上がりは続いている。輸入米は最高値になっている。価格が安定している国内産加工用米も農水省の政策によっては、今秋以降から来年度は値上がりの可能性があり、加工用米取扱業者は不安な様子である。

繊維工業

大半の組合員が原糸、染色、電力、物流費等ありとあらゆるコストの上昇で経営を大きく圧迫されている。当組合が運営するアンテナショップは今期に入り、やや売上がダウンしている。購買客数の減少が原因である。

印刷

6月は前月と比べると動きが出てきた。夏商戦に向けて景気の回復が印刷業界に波及し始めたかと前向きに捉えたい。

化学・ゴム

期待しているほど売上は回復していない。繁忙期になると人手不足や外注先の減少等もあり、増産体制を整えることができない。業況は決してよくないが、季節によっては生産能力が足りないという新しい問題が生じている。

一般機器

資材・原材料の入手難は改善されているが、依然、電力料金、原材料の値上がりは続いたままである。また人材確保も非常に厳しい。新卒については大手企業が根こそぎもってってしまう。

輸送機器

主要取引先の船舶、機械部門の操業も多少増えてきたように思える。今後、ますますの操業度アップを期待するところである。

非製造業

卸売業

売上の増加は客数増ではなく原材料の高騰による販売価格上昇が原因と思われる。

小売業

まだまだ部品などの供給が十分ではない。特に今年の4月から努力義務となったヘルメットなどが注文してもなかなか手に入らない。自転車の売れ行きも芳しくない。

商店街

日本人観光客の戻りが悪いが、外国人は増えている。それに伴い飲食はますます。ただ、小売りの戻りペースは悪い。

サービス業

新型コロナウイルスの影響も緩和の方向に向かい、連休明けから市場の活性化の兆しが見えているものの材料費や諸経費の高騰に対処を強いられている。業務量については、少し上向きではあるが、地域による格差が見られ、まだまだ厳しい状況である。

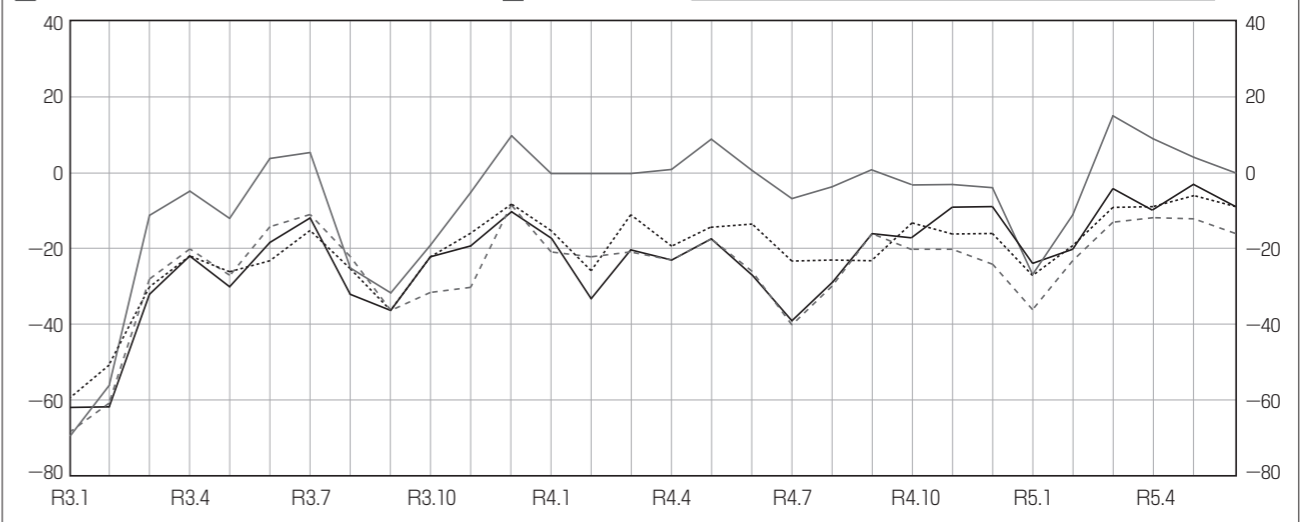
運輸業

前月よりも原油価格は若干下がり気味にもかかわらず、6月の軽油価格は、円安と政府の助成金が下がったことにより大幅な値上げ要請があった。取扱数量は、連休のあった前月5月より増加したが、対前年同月比は79.6%と低調なままであり、諸物価高による影響が物流を引き下げているのではないかとと思われる。

その他

内装現場が増加傾向。昨年と比べ忙しいとの声が多い。

景気動向(前年同月比)の推移 DI図



厚生労働省からのお知らせ

「労働契約等解説セミナー2023」のご案内

オンラインでの開催可能！テキスト・開催費無料！

雇用される側(労働者)と雇用する側(使用者)をつなぐルールである“労働契約”等について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーを開催します。

労働契約法・労働基準法で定められていることなど、労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや、労働者・使用者それぞれの権利・義務などをわかりやすく解説いたします。

また、無期転換ルール(※)については、施行から5年を迎える平成30年4月1日以降、このルールに基づき、多くの有期契約労働者の無期転換申込権が発生していることから、円滑な無期転換を進めるための適切な対応が必要です。このため、無期転換ルールの具体的な導入方法のほか、先行している企業の導入事例を紹介いたします。

さらに、副業・兼業の促進について、現状や促進の方向性、労働者と企業のそれぞれの留意点をわかりやすく解説いたします。

なお、セミナー終了後には、労働時間や労働契約等に関する相談、無期転換ルールの導入や申込み方法などに関する相談に応じます。

(※) 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申し込みによって無期労働契約に転換されるルール

■一般労働者・事業主向けセミナー

労働者や事業主や人事労務担当者などを対象に、労働契約等についてご説明するオンラインセミナー(無料)を随時開催しています。

■中小・小規模企業等向けセミナー(無料講師派遣)

中小・小規模企業等が多数所属する団体等のご依頼により、講師を派遣し、傘下企業を対象としたセミナーを開催いたします。

■労働者向けセミナー(無料講師派遣)

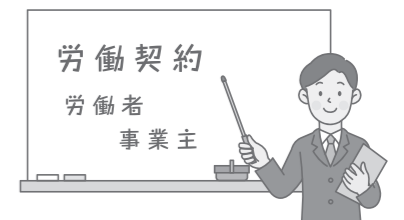
労働者が多数参加する勉強会等への講師派遣等のご依頼により、労働者を対象としたセミナーを実施いたします。

▼詳細・お申込みはこちら

<https://roukeiseminar.mhlw.go.jp/>

<お問い合わせ先>

ランゲート株式会社(「労働契約等解説セミナー2023」運営事務局) TEL: 075-741-7862



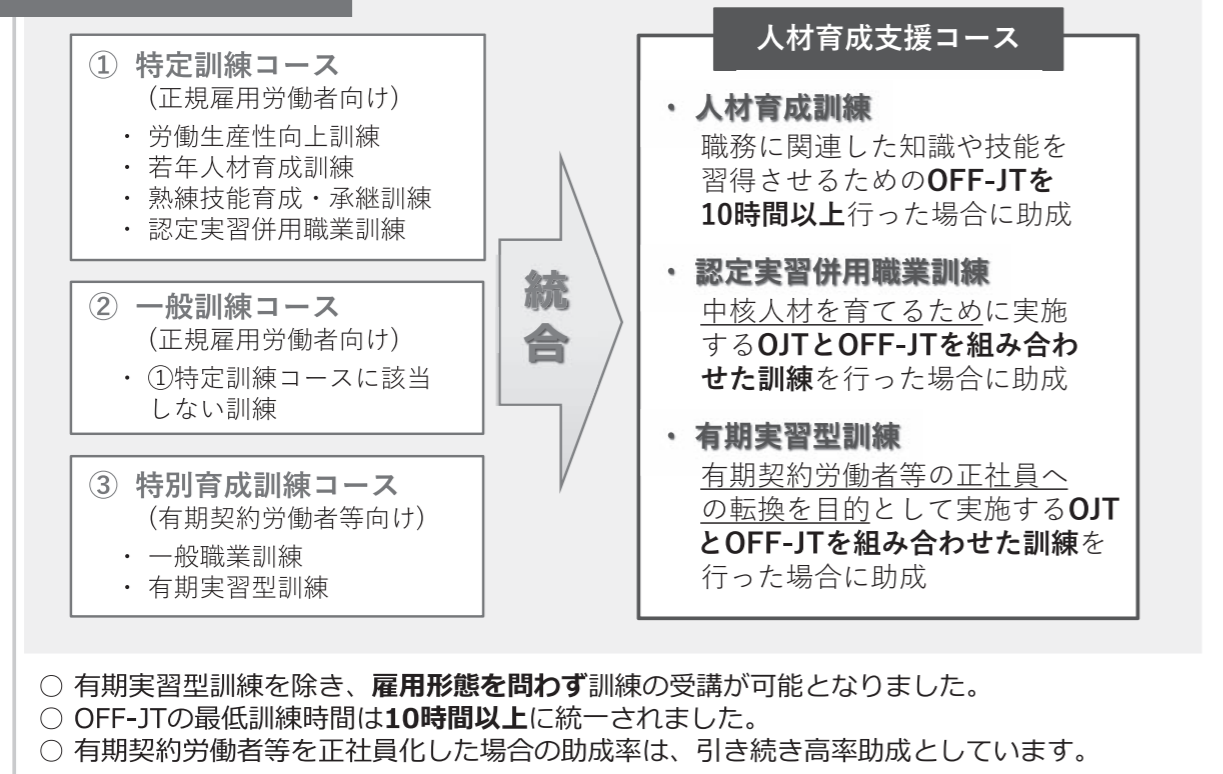
人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和5年4月1日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度です。このリーフレットでは、令和5年4月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

1 訓練コース統合



2 人への投資促進コースの対象者及び対象訓練の拡充

- 情報技術分野認定実習併用職業訓練の対象労働者を、**有期契約労働者等を含めた雇用保険被保険者**としました。
- 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練に、**マナビDX** (※) に掲載されている講座のうち、「ITSS+」及び「DX推進スキル標準」のレベル4又は3に区分される講座を追加しました。
(※) 経済産業省と(独)情報処理推進機構(IPA)により、デジタル人材の育成を推進するため、デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として開設されたポータルサイト。マナビDX: <https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

3 計画届の提出方法の変更(各コース共通)

これまで、年間職業能力開発計画期間内に新たな訓練を実施する場合は、「訓練実施計画変更届」による訓練の追加を求めているコースがありましたが、令和5年度より、**訓練を新たに実施する場合は、都度、「職業訓練実施計画届(様式第1-1号)」を提出する方法に変更**しました。

※人材開発支援助成金としては、訓練講座への厚生労働省からの認定行為等はありません。その他にも助成の要件がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

事業者の皆さまへ

騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。大切な耳を守るため、職場における騒音対策に取り組みましょう。

ガイドライン改訂の主なポイント

■ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。

■ 騒音レベルの新しい測定方法(個人ばく露測定と推計)の追加

■ 聴覚保護具の選定基準の明示

JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。

■ 騒音健康診断の検査項目の見直し

定期健康診断(騒音)における**4000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更**しました。

雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断(騒音)の二次検査での聴力検査に、**6,000ヘルツ**の検査を追加しました。

改訂ガイドラインの全文や解説など、改訂内容に関する資料はこちら



ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

インボイス制度の実施に関連した注意事例について

令和5年5月
公正取引委員会

1 趣旨

公正取引委員会は、インボイス制度の実施に際して免税事業者とその取引先との間で独占禁止法・下請法上問題となり得る行為について、令和4年1月、関係省庁と共同で作成した「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」（以下「インボイスQ&A」という。）において独占禁止法・下請法上の考え方を明らかにしています。インボイスQ&Aでは、発注事業者（課税事業者）が、免税事業者に対し、「課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります」（Q7の6）との考え方を示しています。

今般、インボイス制度の実施に関連して、独占禁止法違反につながるおそれのある複数の事例が確認されたため、違反行為の未然防止の観点から、こういった業態の発注事業者と免税事業者との間でそうした事例が発生したかということに加え、事例を踏まえた独占禁止法・下請法上の考え方を明らかにしておくこととしました。

2 注意事例

一部の発注事業者が、経過措置^(注)により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告を行った事例がみられました。

(注) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされています。

このため、公正取引委員会は、以下の発注事業者に対し、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から注意を行いました。

【注意した事業者の業態及び取引の相手方】

注意した事業者の業態	取引の相手方
イラスト制作業者	イラストレーター
農産物加工品製造販売業者	農家
ハンドメイドショップ運営事業者	ハンドメイド作家
人材派遣業者	翻訳者・通訳者
電子漫画配信取次サービス業者	漫画作家

3 独占禁止法上又は下請法上の考え方

取引上優越した地位にある事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、下請法上の親事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者である下請事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、下請法上問題となるおそれがあります。

【想定事例】

○ 発注事業者（課税事業者）が、経過措置^(注)により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告した。

(注) 免税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は、仕入税額相当額の8割、その後の3年間は同5割の控除ができることとされている。

① 文書の発出

いきなり何だろう…?

発注事業者 (課税事業者)

取引先A (免税事業者)

取引先B (免税事業者)

通告

経過措置はあるけど、免税事業者だから、消費税相当額を支払う必要はないわね

② 文書には…

インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げます。

それ、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります！

発注事業者（課税事業者）が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上問題となるおそれがあります。

中小企業のための 経営レポート

運用見直しで間口が広がったGI制度

有限会社未来教育設計 代表 吉住 裕子 (中小企業診断士)

《伸び続けている農林水産物・食品の輸出と模倣品対策》

農林水産省輸出・国際局によれば、2022年の農林水産物・食品の輸出額は、1兆4,140億円と過去最高になりました。2022年の1~3月と2023年の同月期を比べてもプラス10.2%となっており今後さらに伸びていくことが予想されます。国は、この輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目標にしています。

しかし日本産品の海外における模倣は多発しており、模倣品対策には多額のコストがかかることはご承知の通りです。まず監視しないといけませんし、冒認商標かどうかを調査し、侵害がわかった際には対応をしなければなりません。大変だからといって何もせず放置すると、せっかくの高品質な産品のブランドイメージの低下を招き、市場を失うことにもつながります。

その対策のひとつとして検討していただきたいのが、地理的表示保護制度(以下GI)の取得です。GIとは、平たく言えば、その地域で丹精込めて長年にわたり生産(加工)している産品の価値を認め、産品の名称を知的財産として保護していきましよう、という取り組みです。対象となる産品の要件があるため、すべての産品が当てはまるわけではありませんが、取得できれば国内の模倣品は行政が取り締まってくれますし、海外においても模倣品対策のコスト低減に役立ちます。国は、GI登録産品の登録団体だけでなく申請中(登録前)の団体にも、侵害対策費や海外申請費の補助を積極的に行えるよう予算確保をしています。

《制度運用見直しで間口が広がりました》

昨年本誌11月号にてGI制度の大幅な運用見直しが決まったことをお伝えしましたが、その後、改正内容が公表されたので、どのあたりが変更されて、登録や活用のチャンスが広がったかを今回はお伝えしたいと思います。

結論から申し上げますと、多様な産品が登録しやすいように、審査基準や登録前後における手続きが見直されました。市場でGIマークを活用しやすくなるようにルールが変更されました。また、GI産品と他業種とのコラボ商品の開発・提供が推進され、実際の事例も出てきています。

《GI制度の主な運用見直しポイント》

具体的には下記のような点が見直されました。(誤解を招くことを恐れずに、わかりやすく短く書くことを優先しましたので、疑問に思われた場合は、GIサポートデスクもしくはGIアドバイザーに詳細をお尋ねください。)

●品質特性の優秀さに偏重しがちだった要件を見直し

審査において、他産地の同様の産品と比較して品質的に優れている点を特性として明らかにすることが強く求められがちでしたが、その地域でその産品が生産されてきたストーリーや結びつきがあることに重きを置いて、その結果として具現化されているもの(品質・伝統・評判等)を特性として示すことになりました。例えば不格好な形状であっても、それが地域からもたらされたものであれば特性になり得るとされ、申請が受け付けられた事例もあります。

●25年の生産実績の短縮が可能に

おおむね25年の生産実績が必要とされていましたが、国内外で模倣品の発生が確認されていることや地域団体商標を取得していることなどの情報から、知名度が高いことや地域に定着していることを示すことができれば、25年の期間を短縮できることになりました。

●名称統一の柔軟化

登録名称を分断する名称(例、「霞が関うどん」の間に「手延」を入れて、「霞が関手延うどん」とする)はGI名称として認められていませんでしたが、名称としての同一性が保持されていれば、分断名称もGI名称として使用可能になりました。

●管理負担の軽減と実績報告の廃止

登録団体は、各生産業者が作成した生産記録を取りまとめて確認し、年1回、農水省に実績報告をする必要がありました。生産の各工程におけるチェックの義務があるなど登録団体に求められる責任の範囲は少なくありませんでした。それが、生産の方法を遵守するために必要な手順を定めて周知し、定期的に手順を検証することになりました。実績報告も廃止になりました。

●GI産品の加工品にもGIマークが使用できるように

生ものでGI登録し、加工品でGI登録していない産品の場合、加工品へのGIマークの使用はとどめられていましたが、加工品自体がGI登録されたものと誤認を招かない表示をすればGIマークが使用できる、とルールが明確化されました。

他にも変更点はいくつかありますが、総じて申請者側が活用しやすくなる法改正であったと思います。制度発足当時(2015年度)に検討して諦めておられた地域や生産者団体の方にも再検討していただく価値が出てきているかもしれません。

地域の誇れる産品が、その価値をより明確にかつ国のお墨付きを持って国内外市場に伝えられ、財産として守られ続けていくことを、GI制度を通して応援していければと思っています。

産品の登録後の情報等をお知りになりたい方はこちらからご覧いただけます。

●地理的表示産品の情報発信サイト

<https://pd.jgic.jp/>

●登録団体が加入できる日本地理的表示協会の取り組み

<https://www.jgic.jp/>



Profile



有限会社未来教育設計
代表 吉住 裕子

【経歴】

- 1999年 独立開業
- 2005年(有)未来教育設計 設立
- 中小企業診断士、1級販売士、ITコーディネーター
- 地理的表示保護制度 近畿ブロックアドバイザー
- 企業・団体様の新規事業立ち上げや人材成長支援を企画づくりから一緒になってお手伝いしています。
- ◇ホームページ：<https://miraiyoiku-lab.com/>

ひょうご憩の宿グループ **ファミリーパック** 会員 「ファミリーパック」利用でお得に夏旅を!

兵庫県 中小企業団体中央会会員の皆様

2,000円分の利用券
「ひょうご憩の宿施設専用 宿泊・宴会(5千円以上)」
※1利用につき1人1回1枚使用に限ります。
※家族会員の方は1,000円の宿泊施設利用券をご使用ください。

会員の方
ファミリーパック宿泊施設利用券
1,000円

会員・家族の方
ファミリーパック宿泊施設利用券
1,000円

赤穂 瀬戸内海の情緒あふれる絶景一望 赤穂ハイツ

■客室 Wi-Fiがご利用いただけます。
25室(定員105名)
和室20室・洋室3室・和洋室2室

洋室 和洋室 朝の眺望

館内からは瀬戸内の情緒あふれる絶景が広がります。窓から広がる景色を眺めながら、ゆっくりとお過ごしくださいませ。

■大浴場
大きなお風呂に浸かりながら、瀬戸内の海を眺めてはいかがですか。日常から少し離れてゆっくりとした時間をお楽しみください。きれいな海を眺めながら、足を延ばして疲れを癒すことができます。

夏期限定 瀬戸内饗会席

全国でトップクラスの漁獲量を誇る兵庫の鮭。癖のない上品な白身をさまざまな調理法でお楽しみください。(1日限定20食)

宿 17,000円 ~ (一泊二食付)
※1室1人利用は1,650円増し
※土曜・祝前日は1,100円増し

ご予約・お問合せ
TEL 0791-48-8935

(鉄道) 山陽新幹線「相生駅」→ JR赤穂線「播州赤穂駅」から タクシー10分
(車) 山陽自動車道「赤穂IC」から15分
兵庫県赤穂市尾崎向山2470-64



暑中お見舞い申し上げます

令和5年盛夏

兵庫県手延素麺協同組合 理事長 井上 猛 〒679-4167 たつの市龍野町富永219番地の2 TEL 0791-62-0826 FAX 0791-62-3838	兵庫県信用組合 理事長 橋爪 秀明 〒650-0023 神戸市中央区栄町通3丁目4番17号 TEL 078-391-6025 FAX 078-330-4020	川重協力工場協同組合 理事長 四ツ井 泰彦 〒650-8670 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号 TEL 078-681-5171 FAX 078-681-5173	西宮管工事業協同組合 理事長 馬場 俊一 〒662-0917 西宮市与古道町1番10号 TEL 0798-35-2552 FAX 0798-26-7865	兵庫県屋外広告美術協同組合 理事長 井野 克彦 〒651-0084 神戸市中央区磯辺通1丁目1-18-601号 カサハラ国際プラザビル6階 TEL 078-261-9217 FAX 078-261-9219	日本ケミカルシューズ工業組合 理事長 新井 康夫 〒653-0037 神戸市長田区大橋町3-1-13 TEL 078-641-2525 FAX 078-641-2529
兵庫県鍍金工業組合 理事長 山内 勝也 〒670-0947 姫路市北条1080-2 フジコー(株)内 TEL 079-288-6353 FAX 079-288-6366	協同組合 アイ・エイチ・アイ相生協力会 理事長 江見 重人 〒678-0041 相生市相生5292番地 TEL 0791-22-5610 FAX 0791-22-1422	神戸個人タクシー事業協同組合 理事長 前野 博司 〒652-0852 神戸市兵庫区御崎本町3丁目2番5号 TEL 078-651-2239 FAX 078-671-9071	兵庫県紙器段ボール箱工業組合 理事長 樋口 雄 〒652-0811 神戸市兵庫区新開地5丁目1-7 古湊ダイヤハイツ701号 TEL 078-341-2995 FAX 078-341-3038	兵庫県電気工事工業組合 理事長 堀口 繁 〒652-0852 神戸市兵庫区御崎本町2丁目9-7 TEL 078-671-3903 FAX 078-671-2370	兵庫県自動車車体整備協同組合 理事長 奥田 総一郎 〒651-2137 神戸市西区玉津町出合134番地 TEL 078-921-5820 FAX 078-921-5830
協同組合尼崎工業会 理事長 堀田 茂行 〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目6番68号 尼崎中小企業センター6階 TEL 06-6401-1074 FAX 06-6401-1419	兵庫県板金工業組合 理事長 池垣 五雄 〒650-0004 神戸市中央区中山手通6丁目3番7号 TEL 078-341-3377 FAX 078-341-3731	兵庫県遊技業協同組合 理事長 平山 龍一 〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5丁目3番11号 兵庫県遊技会館内 TEL 078-351-2371(代) FAX 078-351-5018	協同組合 神戸船用品センター 理事長 伊藤 喜久生 〒650-0046 神戸市中央区港島中町2丁目2番 1 TEL 078-302-2755 FAX 078-302-2756	加古川卸団地協同組合 理事長 大辻 利弘 〒675-0012 加古川市野口町野口687番地の70 TEL 079-425-0010 FAX 079-425-1775	兵庫県電設資材卸業協同組合 理事長 小林 義昭 〒652-0833 神戸市兵庫区島上町1丁目4番18号 TEL 078-939-4807 FAX 078-939-4853
日本シューズ産業協同組合 理事長 中村 吉則 〒653-0038 神戸市長田区若松町4丁目4番1号 アスタクエスタ南棟502 TEL 078-642-3314 FAX 078-642-3313	兵庫県環境事業商工組合 理事長 森本 武司 〒650-0016 神戸市中央区橋通4丁目2-6 セントラルハイツ神戸橋通203号 TEL 078-351-6890(代) FAX 078-351-6895	淡路瓦工業組合 代表理事 濱口 健一 〒656-0332 南あわじ市湊134 TEL 0799-38-0570 FAX 0799-37-2030	東山書院 代表者 夏川 寛美 〒673-0868 明石市東山町3773-143 TEL 078-913-6704 FAX 078-913-6704	(順不同) 	

メルマガ会員募集中!

兵庫県中央会の補助事業や行政の施策等のイチオシ情報を毎月メールマガジンにて配信しています。

QRコードもしくは下記URLからぜひご登録ください!

URL : <https://www.chuokai.com/mailmagazine/>

登録無料

「バーチャル展示会HYOGO!」出展者募集中!

兵庫県中央会では、兵庫県内事業者様の企業や商品・技術の新規取引先開拓等ビジネスマッチングを目的に無料でご利用いただけるデータベースサイト「バーチャル展示会 HYOGO!」を運営しております。

ぜひ、組合活動のPRや販路開拓にご活用ください。

登録利用料 無料

兵庫県中央会 バーチャル展示会

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート！



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

WEBサイトにて各種補償制度をご紹介しています。
神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター 4F TEL078-361-8080

ISO9001認証取得・外国人技能実習生受入事業(ベトナム・中国・タイ・フィリピン・その他)
特定技能外国人支援事業



情報ベンチャー協同組合

代表理事 菱川 照章

〒655-0852 神戸市垂水区名谷町春日手2279-1
TEL 078 (796) 3610 FAX 078 (796) 3620

～うれしい！たのしい！！協同組合 11年目の新しいステージへ～



兵庫社労士協同組合

理事長 田村 昭治

地域の皆さまと中小企業をサポートする兵庫の社会保険労務士を支援します！！

神戸市中央区下山手通7丁目10番4号（兵庫県社会保険労務士会館内）
TEL 078 (335) 8894 FAX 078 (360)4919

動く！つなぐ！むすぶ！ 兵庫県中小企業団体中央会

会長 中村 孝

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095

めざせ！1組合 1組合士 兵庫県中小企業組合士協会
～組合のあしたを拓く組合士～

会長 並河 俊夫

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県中小企業団体中央会内
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095

～組合運営の要となる事務局機能の強化と相互に緊密な連絡を目指す！～ 兵庫県中小企業組合事務局協議会

会長 山村 栄二

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県中小企業団体中央会内
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095



Hyogo-United Business Association 兵庫県中小企業青年中央会 (Hyogo-UBA)

会長 稗田 晴彦

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県中小企業団体中央会内
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095



企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。

安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。



神戸支店 〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 TEL:078(391)7541
姫路支店 〒670-0015 姫路市総社本町111 TEL:079(223)8431
尼崎支店 〒660-0892 尼崎市東難波町5-19-8 TEL:06(6481)7501